

一般社団法人 大学アライアンスやまなし 理事会運営規則

制定 令和元年 12 月 18 日

改正 令和 2 年 6 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人 大学アライアンスやまなし(以下「本法人」という。)定款第 35 条の規定により設置する理事会の組織及び運営について定める。

(理事会の開催)

第 2 条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 代表以外の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を要求されたとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(招集者)

第 4 条 理事会は代表が招集する。但し、第 2 条第 3 号により理事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 号による場合は、理事が招集する。

3 代表は、第 2 条第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

4 代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、副代表が理事会を招集する。

5 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 5 条 理事会を招集するときは、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 代表は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前 2 項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 6 条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、副代表が理事会の議長となる。

3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第 7 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(理事会の決議方法)

第 8 条 理事会に付議された事項は、定款に別段の定めがある場合を除いて、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数の議決権をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 理事は、テレビ会議、電話会議またはインターネットを介した会議方式(以下「テレビ会議等」という。)を利用して、理事会の審理および決議に参加することができる。理事がテレビ会議等を利用して理事会の審理および決議に参加した場合、当該理事は、前条の定足数に算入する。

(決議の省略)

第 9 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合、その提案について、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 10 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第 11 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 12 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事会の陪席)

第 13 条 理事会には、本法人の関係者及び議事に関係を有する者が陪席することができる。但し、議長が必要と判断した場合には、事務局を除き、非公式にすることができる。

(議事録)

第 14 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表及び監事全員は、前項の議事録に記名押印する。但し、代表が当該理事会に出席していない場合は、当該理事会に出席した理事全員及び監事全員が記名押印する。

(議事録の配布)

第 15 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(権限)

第 16 条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表、副代表及び専務理事の選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 大学等連携推進評議会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止
- (7) 委員会等の設置
- (8) 事務組織の設置
- (9) 事業計画書及び収支予算書の審議
- (10) 事業報告、計算書類及びこれらに係る附属明細書の承認
- (11) 本法人の運営に必要な事項
- (12) 前各号のほか、法令及び定款に定めのある事項
- (13) その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第 17 条 代表、副代表及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(運営)

第 18 条 理事会の運営は、事務局長を責任者として事務局が行う。

(細則)

第 19 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 20 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和元年 12 月 18 日より施行する。

附則

この規則は、令和 2 年 6 月 10 日より施行する。